



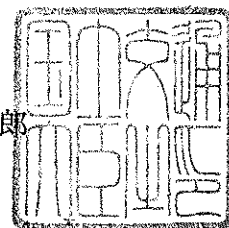
国海運第80号
平成24年9月21日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

羽田 雄 一 郎



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について
諮問する。

記

諮問第161号

船員法施行規則の一部改正等について

諮問理由

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）の一部改正等を別紙に従って行うこと
について、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要がある
ため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十三号）の規定事項

- 一 船舶所有者が雇入契約の締結前に契約の相手方に対し書面を交付して説明しなければならない事項を定めることとする。
- 二 外国における船員職業紹介事業者等の適格性に関する基準を定めることとする。
- 三 船舶所有者は、船員の雇入契約の成立等があったときに船員に交付する書面について、一定の様式を定めなければならないこととする。
- 四 船舶を国際航海に従事させる場合に、船舶所有者が船内に備え置かなければならない書面を定めることとする。
- 五 給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面の記載事項を定めることとする。
- 六 船員の労働時間等に関する規制を船長等にも適用することについて、所要の改正を行うこととする。
- 七 船員の休息時間に関する労使協定について、届出書、記載事項等を定めることとする。
- 八 船舶所有者は、船内で調理を行う者に一定の教育を施さなければならないこととする。
- 九 船舶所有者は、船内における船員の医療について、一定の様式により記録しなければならないこととする。

十 登録検査機関の登録の申請手続等について、所要の規定を設けることとする。

十一 船内苦情処理手続として定めるべき事項及び船内苦情処理手続の対象を定めることとする。

十二 様式について、所要の改正を行うこととする。

十三 その他所要の改正を行うこととする。

第二 船員法施行規則以外の関係省令の規定事項

一 常時五人以上の船員が乗り組む船舶の船舶所有者は、船内において、船内安全衛生委員会を設けなければならないこととする。

二 船舶所有者が作成し、かつ、保存しなければならない記録について、所要の改正を行うこととする。

三 船舶所有者は、船内の居住場所、調理用器具及び食料の貯蔵設備の衛生並びに食料及び飲用水の貯蔵について、定期的に検査を実施しなければならないこととする。

四 法定検査の申請手続、海上労働証書の交付申請手続等について、所要の規定を設けることとする。

五 その他所要の改正を行うこととする。